

事業再編の実施に関する指針

○事業再編の実施に関する指針

〔平成二十六年一月十七日財務省、経済産業省告示第一号〕

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づき、事業再編の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

事業再編の実施に関する指針

一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十三条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画の実施期間（三年（当該事業再編計画に認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあつては、五年）を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十七項第一号に掲げる措置及び同項第二号に掲げるものを行うことにより事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 事業再編による生産性向上に関する目標

事業再編による生産性向上に関する目標は、事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、次のいずれかとする。

- （１） 事業再編計画の終了年度において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を投下資本で除した値を百分率で表した値が、事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より二以上改善していること。
- （２） 事業再編計画の終了年度における固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より五パーセント以上改善していること。
- （３） 事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より九パーセント以上改善していること。
- （４） （１）から（３）までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ 事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、事業再編を行う事業者単位の計算において、次の（１）及び（２）を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- （１） 事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度

の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

(2) 事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

二 事業再編の実施方法に関する事項

イ 事業再編の定義に関する事項

(1) 保有する施設の相当程度の撤去

法第二条第十七項第一号カの保有する施設の相当程度の撤去とは、当該撤去する施設の帳簿価額が当該撤去を行う事業者の保有する全ての施設の帳簿価額の合計額の五パーセント（複数の施設を撤去する場合にあっては、十パーセント）以上となるものをいうものとする。

(2) 保有する設備の相当程度の廃棄

法第二条第十七項第一号カの保有する設備の相当程度の廃棄とは、当該廃棄する設備の帳簿価額が当該廃棄を行う事業者の保有する全ての設備の帳簿価額の合計額の五パーセント（複数の設備を廃棄する場合にあっては、十パーセント）以上となるものをいうものとする。

(3) 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化

法第二条第十七項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の一パーセント以上とすることをいうものとする。

(4) 商品の生産の著しい効率化

法第二条第十七項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当たり製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合においては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合においては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合にあっては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。

(5) 商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化

法第二条第十七項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合に

っては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。

(6) 生産に係る費用の相当程度の低減

法第二条第十七項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

ロ 事業再編の認定要件に関する事項

(1) 事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十三条第五項第二号の事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該事業再編の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十三条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

(3) 過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野(以下「業種等」という。)が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の(i)により範囲を特定された業種等が、次の(ii)及び(iii)に該当することとする。

(i) 過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

当面、需要の拡大が見込まれない業種等であって、生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

(ii) 「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

判定対象となる業種等において、原則、過去十年間の年平均売上高成長率が一パーセントを下回っていることが認められ、かつ、原則、十年前の総資産利益率と直近の総資産利益率とを比べその成長率が一パーセントを下回っていることが認められること。

(iii) その状態が「長期にわたり継続することが見込まれる」ことを示す基準

判定対象となる業種等が次のいずれかに該当することにより、需要と供給が著しく乖離している構造が早期に解消される見込みがないこと。

① 当該業種等において、当面、需要の回復につながるような、市況に大きな変化をもたらす事象が見込まれていないこと。

② 当該業種等に、需要の変化に対して可變的に対応できない業態の特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくは業界団体による統計若しくはこれらに準ずるもの又は判定の対象となる特定の業種等に対応する統計若しくはこれに準ずる統計を用いるものとする。その際、統計の制約を踏まえ、当該業種等の業態の特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められる。

(4) 従業員の地位

法第二十三条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

(5) 適正な競争の確保

法第二十三条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(6) 一般消費者等の利益

法第二十三条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十四条の二第六項の規定により認定を行うに当たっては、特別事業再編計画の実施期間（五年を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十七項第二号に掲げる措置及び同条第十八項各号に掲げるいずれかの措置を行うことにより特別事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特別事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 特別事業再編による生産性の向上に関する目標

特別事業再編による生産性の向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、特別事業再編計画に従って行う最初の他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度（以下この号及び次号イにおいて「基準年度」という。）における従業員一人当たり付加価値額（特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあっては、基準年度における特別事業再編計画の対象となった事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の従業員一人当たり付加価値額及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の従業員一人当たり付加価値額を平均した額）の値より九パーセント以上改善していることとする。

ロ 特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、特別事業再編を実施する事業者単位の計算において、次の（１）及び（２）を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- （１） 特別事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。
- （２） 特別事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

（１） 他の事業者の経営資源と自らの経営資源の一体的活用

法第二条第十八項の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用することとは、認定特別事業再編事業者（以下この号において「認定特別事業再編事業者」という。）並びにその関係事業者及び外国関係法人全体の方針の下、次のいずれかの措置が実施されることをいうものとする。

- （i） 法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が有する経営資源と当該特別事業再編に係る他の事業者の経営資源を組み合わせる利用すること。
- （ii） 認定特別事業再編事業者の生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法を当該特別事業再編に係る他の事業者に導入することにより、当該他の事業者の経営の効率化を図ること。

(2) 新たな需要を相当程度開拓すること

法第二条第十八項の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十七項第二号イからニまでのいずれかを行い、かつ、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における売上高の値が、基準年度における売上高（特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあっては、基準年度における特別事業再編計画の対象となった事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の売上高及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の売上高を合計したもの。）の値より二十パーセント以上改善することをいうものとする。

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(1) 特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十四条の二第六項第二号の特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) 当該特別事業再編の内容が当該申請を行う事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでないこと。

(ii) 当該特別事業再編の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十四条の二第六項第五号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特別事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が本文二ロ

(3) の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

(3) 従業員の地位

法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) 当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。

(ii) 当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第七号又は第四十二条の十二の五第四項第八号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。

(4) 適正な競争の確保

法第二十四条の二第六項第七号イの適正な競争が確保されるものであることとは、特別事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(5) 一般消費者等の利益

法第二十四条の二第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの中小受託事業者（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第九項に規定する中小受託事業者をいう。）に対して、当該中小受託事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

(6) 特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得に係る要件

特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得については、その対価として当該他の事業者又は当該他の事業者の株主若しくは社員に対して交付する金銭その他の財産の額が一億円以上となることとする。

五 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄若しくは生産性向上設備等の導入を行い、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

イ 事業再編及び特別事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度の趣旨・目的

当該制度は、グローバル市場における激しい競争に対応するため、国内外での供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な事業再編又は特別事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補完的に供給するためのものであり、認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定特別事業再編事業者若しくはその関係事業者（以下「認定事業者等」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第三十七条第一項の規定により指定され

た指定金融機関をいう。以下同じ。)を通じて低利・長期の資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次の(1)から(3)までのいずれにも該当することとする(ただし、法第三十五条第一項第一号及び第三号においては、(3)の規定は適用しない。)

(1) 法第三十五条各号に規定する必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。

(2) 当該資金の貸付期間が五年以上であること。

(3) 法第三十四条の二第一項に規定する特定中堅企業者(以下「特定中堅企業者」という。)について、本文六ルに規定する評価委員会において次に掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けていること。

(i) 社会の諸課題又は国際的な競争条件の変化その他の社会情勢の変化等を勘案し、長期的な視点に立って成長発展を図るための経営戦略を作成していること。

(ii) 自らが営む事業の属する事業分野における内外の市場の状況並びに自らの経営資源の内容及び財務内容その他経営の状況の分析をした上で、当該分析の結果を勘案した事業計画を作成していること。

(iii) 当該経営戦略及び当該事業計画に関する定量的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な適正な経営管理体制が整備されていること。

ロ 公庫及び指定金融機関が資金の貸付けの業務を行う上で配慮すべき事項

(1) 認定事業者等が指定金融機関に対して、法第三十五条第一項各号に規定する必要な資金について借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業者等の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

(2) 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等(産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)第十八条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。)と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

(3) 指定金融機関による貸付けの利率は、直近の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融资資金であることを踏まえて定めるものとする。

(4) 指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該

指定金融機関は、公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

(5) 公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。この場合において、公庫による指定金融機関に対する貸付けの利率は、国から公庫に対する財政投融资資金の貸付けの利率と同一の率とする。

(6) 公庫及び指定金融機関は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

六 その他事業再編に関する重要事項

イ 法第二十五条第一項の規定による公正取引委員会への協議において公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化する場合

主務大臣は、法第二十五条第一項の規定による公正取引委員会への協議を行う場合であって、公正取引委員会から事業再編関連措置に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に抵触しない旨の回答が得られている場合又は公正取引委員会が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられないと判断する基準に該当することが明らかである場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるときには、通常、申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されるものと考えられることに鑑み、公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化するものとする。

ロ いずれの事業者も当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社と合算して特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有しない二以上の事業者が事業再編又は特別事業再編を共同して実施するに当たり、法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合

二以上の事業者が共同して事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合は、当該二以上の事業者は一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、当該二以上の事業者が認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従って事業再編又は特別事業再編のための措置を共同して行うことを書面により合意している場合に限り、法第二十

八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- ハ 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、事業者が事業再編計画又は特別事業再編計画を実施するに当たり、法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求（以下ハにおいて「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合には、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合に限り、法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- ニ 関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満たない事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合

他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一号に規定する子法人等をいう。）を含む。（2）において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合（以下「議決権保有割合」という。）が百分の四十に満たない事業者（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、次の（1）及び（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）及び（2）に定める措置を講ずる場合に限り、法第三十条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- （1） 法第三十条第一項に規定する株式の発行及び自己株式の処分をしようとする事

業者又はその子会社（法第三十条第一項に規定する子会社をいう。）が公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。）の方法により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。二において同じ。）を取得する場合 事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるように、当該公開買付けにおいて金融商品取引法第二十七条の十三第四項第一号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するもの）にあっては、これに相当するもの）を付すこと。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 他の株式会社の株式の取得に係る契約において基準株式数（他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に百分の四十を乗じて得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）から自己の計算において所有している議決権の数を減じて得た数の議決権に係る他の株式会社の株式の数をいう。）以上の他の株式会社の株式の取得に係る契約が締結されていることを他の株式会社の株式の取得がその効力を生ずることの条件とすることその他の事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるために必要な措置を講ずること。

ホ 事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

へ 事業者が法第二条第十七項第一号リ又はルに掲げる措置に係る事業再編を実施するに

あたり、特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等（特定剰余金配当の配当財産とする株式を発行した関係事業者又は外国関係法人（配当財産が持分又は株式若しくは持分に類似するものである場合にあっては、当該持分又は株式若しくは持分に類似するものを交付した外国関係法人）をいう。へにおいて同じ。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次の（１）から（３）までのいずれにも該当する場合には、特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- （１） 特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人をいう。（１）において同じ。）の事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）のうちいずれかの事業について、当該特定剰余金配当事業者等によってその経営資源を集中させるものとして特定されており、かつ、その特定されている事業が当該特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者の関係事業者及び外国関係法人にあっては、当該特定剰余金配当をする事業者との間に産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「規則」という。）第三条又は第四条に規定する関係が継続することが見込まれているものに限る。（３）において同じ。）において引き続き行われることが見込まれること。
- （２） 配当株式発行関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）について、
 - （１）の特定されている事業以外のものであり、かつ、当該主要な事業が当該配当株式発行関係事業者等において引き続き行われることが見込まれること。
- （３） 特定剰余金配当事業者等の（１）の特定されている事業及び配当株式発行関係事業者等の（２）の主要な事業について、事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当により、一の事業再編による生産性向上に関する目標の達成が見込まれること。

ト 事業再編及び特別事業再編に係る低利・長期資金調達を促進するに当たっての配慮
主務大臣は、認定事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額

を上回り、必要な支援が実施できなくなることはないよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。

チ 主務大臣は、事業再編又は特別事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

リ 労働者の理解と協力

法第四百二十二条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該事業再編又は特別事業再編に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとし、法第二条第十七項第一号イ又はへ（事業の譲渡に限る。）又は同条第十八項第一号若しくは第五号（事業の譲渡に限る。）に掲げる措置を行う場合にあっては、協議に当たって行政機関によって策定された関連する指針等を勘案するものとする。

ヌ 主務大臣が法第二十三条第五項又は第二十四条の二第六項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画又は特別事業再編計画の申請を行った事業者が次のいずれにも該当しないことを認定の要件とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この（1）において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（（3）において「暴力団員等」という。）

(2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの

ル 特定中堅企業者に係る十分な経営能力を有していることの評価体制の整備

国は、特定中堅企業者に関して、十分な経営能力を有しているものとして本文五イ（3）に掲げる観点に適合することについての確認を適切に行うため、当該確認を行う評価委員会を設置する。評価委員会は、経営能力を公正かつ適正に確認できる有識者、専門家等で構成することとし、当該特定中堅企業者に利害関係等を有する者は当該経営能力の確認に関与しないものとする。

ヲ 評価委員会による十分な経営能力を有している特定中堅企業者であることの確認

評価委員会は、特定中堅企業者から十分な経営能力を有しているものとしての確認に係る申請を受けた場合であって、当該特定中堅企業者が本文五イ（3）に掲げる観点に適合すると認めるときは、当該特定中堅企業者に対し、様式による確認書を交付するも

のとする。

ワ 評価委員会による十分な経営能力を有している特定中堅企業者であることの確認書の返還

主務大臣は、本文六ヲの規定による確認書の交付を受けた申請者が、十分な経営能力を有しているものとしての確認に係る申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該確認書の返還を求めることができる。

カ 特定中堅企業者が法第三十四条の二に規定する独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務等を受けようとする場合

事業再編事業者等である特定中堅企業者は、本文六ルに規定する評価委員会において本文五イ（３）に掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている場合に限り、法第三十四条の二第一項に規定する助言又は同第二項に規定する助成を受けることができる。

コ 教育訓練費に関する事項

規則第三十一条の三第六号ニに規定する事業再編の実施に関する指針で定める費用は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める費用とする。

（１） 中堅企業者がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練費」という。）を自ら行う場合 次に掲げる費用

（i） 当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該中堅企業者の役員又は使用人である者を除く。以下「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該中堅企業者が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該中堅企業者の役員又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの

（ii） 当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）

（２） 中堅企業者から委託を受けた他の者（当該中堅企業者が非居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）である場合の同法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含み、当該中堅企業者が外国法人である場合の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。以下同じ。）が当該中堅企業者の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合 当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

（３） 中堅企業者がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合 当

該他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの

七 備考

イ この告示において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 本文一イ(1)(2)の各項目の計算方法

(i) 投下資本

投下資本 = 株主資本 + 有利子負債

(ii) 固定資産回転率

固定資産回転率 = 売上高 / (有形固定資産の帳簿価額 + ソフトウェアの帳簿価額)

(2) 本文一イ(3)及び三イの各項目の計算方法

付加価値額

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

(3) 本文一ロ(1)及び三ロ(1)の各項目の計算方法

(i) 有利子負債

有利子負債 = 借入金 + 社債 + リース債務

(ii) 運転資金

運転資金 = 売上債権 + 棚卸資産 - 仕入債務

ただし、上記計算において、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権(延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。)を、売上債権に準ずるものとみなす。

(iii) 信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

① 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

1 国債及び地方債

2 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券)

3 特殊債(政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券)

4 金融債

5 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している

会社の発行する全ての債券及び株式（日本国外において発行されているものを
含む。）

- 6 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及
び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債
- 7 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行し
ている非上場株式
- 8 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上
場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているもの
を含む。）
- 9 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券
- 10 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又
はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券
- 11 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する
株式及び債券
- 12 その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、5から11までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株
式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株
式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問
題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地
の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有
価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信
用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

② 評価額の計算方法

① 1から12までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の1から5までに掲
げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

- 1 国債 時価評価額に九十五パーセントを乗ずること。
- 2 政府保証債 時価評価額に九十パーセントを乗ずること。
- 3 株式 時価評価額に七十パーセントを乗ずること。
- 4 その他の債券 時価評価額に八十五パーセントを乗ずること。
- 5 ①12に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

(i v) 留保利益

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

- ① 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、

その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。

② 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

(v) 減価償却費

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(vi) 引当金

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

① 賞与引当金

② 退職給付引当金

③ 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

(4) 本文一ロ(2)及び三ロ(2)の各項目の計算方法

(i) 経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

(ii) 経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は当該減少額に－1を乗じた額）とする。

(5) 本文四イ(2)の項目の計算方法

本文四イ(2)中の「売上高」の計算については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八項第八項に規定する関係会社（以下(5)において「関係会社」という。）との間における取引により計上された売上高を除く。ただし、当該取引の後に、関係会社以外に売上高が計上された場合はこの限りでない。

附 則〔平成三〇年七月六日財務省・経済産業省告示第三号〕

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則〔令和三年六月一六日財務省・経済産業省告示第四号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年七月三〇日財務省・経済産業省告示第五号〕

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則〔令和四年四月一日財務省・経済産業省告示第二号〕

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にされている産業競争力強化法第二十三条第一項の認定の申請に係る事業再編計画については、なお従前の例による。

附 則〔令和五年三月三一日財務省・経済産業省告示第三号〕

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にされている産業競争力強化法第二十三条第一項の認定の申請に係る事業再編計画については、なお従前の例による。

附 則〔令和六年三月三〇日財務省・経済産業省告示第四号〕

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にされている産業競争力強化法第二十三条第一項の認定の申請に係る事業再編計画については、なお従前の例による。

附 則〔令和六年九月二日財務省・経済産業省告示第七号〕

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

附 則〔令和七年七月二日財務省・経済産業省告示第一〇号〕

この告示は、令和七年七月二日から施行する。

附 則〔令和八年三月三一日財務省・経済産業省告示第四号〕

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

附 則〔令和八年五月一二日財務省・経済産業省告示第七号〕

この告示は、令和八年五月十二日から施行する。